

# 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

平成29年12月20日 規則第54号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「施行規則」という。）及び千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉市条例第34号。以下「条例」という。）に定めるものほか、法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (特定認定申請)

第2条 法第13条第2項の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、施行規則第11条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- (2) 使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例（平成3年千葉市条例第57号）第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水が同法第4条第1項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し
- (3) 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者が令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る全ての賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る契約書の写し並びに当該契約に係る全ての賃貸人又は転貸人が当該施設を事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し
- (4) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の場合であって、当該施設に係る同法第

30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を事業の用に供することが当該規約に違反していないこと（当該規約に事業の用に供することについての定めがない場合は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）に当該施設を事業の用に供することを禁止する意思がないことを含む。）を証する書面

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（特定認定書の交付等）

第3条 市長は、法第13条第3項の規定による特定認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書（様式第2号。以下「特定認定書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、法第13条第3項の規定による特定認定をしないときは、申請者に対し国家戦略特別区域法第13条第3項の規定による特定認定ができないことの通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（変更認定申請）

第4条 施行規則第13条の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定申請書（様式第4号）とする。

（変更認定書の交付）

第5条 市長は、法第13条第7項において準用する同条第3項の規定による変更の認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書（様式第5号）を交付するものとする。

（変更届）

第6条 施行規則第15条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更届（様式第6号）とする。

（廃止届）

第7条 施行規則第16条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業廃止届（様式第7号）とする。

（標識）

第8条 条例第3条第2項の規定による標識の掲示は、次に掲げる事項を記載した標識を特定認定書の交付を受けた時から事業を開始する日までに、条例第3条第1項に規定する滞在者及び施設の近隣住民等が容易に確認す

ることができる位置に掲示する方法により行うものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
  - (2) 認定番号
  - (3) 緊急連絡先
- (委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉市条例第34号）の施行の日から施行する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和5年3月31日規則第20号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則（令和7年9月11日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

(表)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

|  |     |
|--|-----|
| 申請者住所<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  |     |
| 申請者氏名<br>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  | (※) |
| (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。<br>ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |     |
| 連絡先電話番号<br>連絡先メールアドレス  | @   |

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けたいので、次のとおり申請します。

|               |     |                         |     |
|---------------|-----|-------------------------|-----|
| 施設            | 名称  | フリガナ                    |     |
|               | 所在地 | 千葉市 区<br>(用途地域)<br>(電話) |     |
| 行おうとする事業の内容   |     |                         |     |
| 構造設備の概要       |     |                         |     |
| 各居室の床面積       |     |                         |     |
| 各居室の設備及び器具の状況 |     |                         |     |
| 施設内の清潔保持の方法   |     |                         |     |
|               |     | 手数料領収印                  | 受付印 |
|               |     | 円                       |     |

(裏)

|                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| 滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制     |                     |
| 施設のホームページアドレス                   |                     |
| 滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法 |                     |
| 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先  | (責任者氏名)<br>(責任者連絡先) |

|  |         |
|--|---------|
| 申請者が国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第13条第4項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容  | 無・有（内容） |
| <p>(1) 精神の機能の障害により、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 法第13条第13項（第1号及び第2号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して3年を経過しないものを含む。）</p> <p>(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第13条第14項から第16項までの規定若しくは旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> |         |

注 太線の枠内のみを記載すること。

添付書類

- 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款（外国語表記とその日本語訳）
- 施設の構造設備を明らかにする図面
- 施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録（説明に使用した書面を含む。）
- 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法
- 消防法その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- 水道法第4条第1項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し（水質検査結果書）（使用する水が水道法第3条第1項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水以外の場合）
- 施設を事業に使用するための権利を有することを証する書面
- 付近見取図（施設の位置及び当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域がわかるもの）
- 居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書（外国語表記とその日本語訳）
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号

千葉市指令 第 号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった下記の施設における事業  
については、国家戦略特別区域法第13条第3項の規定により次のと  
おり認定します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 千葉市 区
- 3 認定番号 第 号
- 4 認定条件

審査請求等

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市指令 第 号

国家戦略特別区域法第13条第3項の規定による  
特定認定ができないことの通知書

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった下記の施設における事業  
については、下記の理由により特定認定することができないので、通  
知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 千葉市 区
- 3 理由

審査請求等

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知  
った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してする  
ことができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを  
知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として  
提起することができます。

様式第4号

(表)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

|  |     |
|--|-----|
| 申請者住所<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  |     |
| 申請者氏名<br>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  | (※) |
| (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。<br>ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |     |
| 連絡先電話番号<br>連絡先メールアドレス  | @   |

国家戦略特別区域法第13条第6項の規定による変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

|          |       |               |
|----------|-------|---------------|
| 施設       | 名 称   | フリガナ          |
|          | 所在 地  | 千葉市 区<br>(電話) |
| 特定認定の年月日 | 年 月 日 |               |
| 認定番号     | 第 号   | 受付印           |

(裏)

|                   |     |       |
|-------------------|-----|-------|
| 変更内容              | 変更前 |       |
|                   | 変更後 |       |
| 変更の理由             |     |       |
| 変更しようとする<br>年 月 日 |     | 年 月 日 |

**添付書類**

変更内容が明確となる書類

注 太線の枠内のみを記載すること。

様式第5号

千葉市指令 第 号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった下記の施設における事業等の変更については、国家戦略特別区域法第13条第7項において準用する同条第3項の規定により次のとおり認定します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 千葉市 区
- 3 認定番号 第 号
- 4 変更する内容
- 5 認定条件

審査請求等

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

(表)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

|  |     |
|--|-----|
| 申請者住所<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  |     |
| 申請者氏名<br>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  | (※) |
| (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。<br>ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |     |
| 連絡先電話番号<br>連絡先メールアドレス  | @   |

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更をしたので、国家戦略特別区域法第13条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

|          |       |               |
|----------|-------|---------------|
| 施設       | 名 称   | フリガナ          |
|          | 所 在 地 | 千葉市 区<br>(電話) |
| 特定認定の年月日 | 年 月 日 |               |
| 認 定 番 号  | 第 号   |               |
|          |       | 受 付 印         |

(裏)

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 変更内容   | 変更前 |       |
|        | 変更後 |       |
| 変更の理由  |     |       |
| 変更の年月日 |     | 年 月 日 |

**添付書類**

変更内容が明確となる書類

注 太線の枠内のみを記載すること。

様式第7号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

|  |     |
|--|-----|
| 申請者住所<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  |     |
| 申請者氏名<br>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  | (※) |
| (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。<br>ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |     |
| 連絡先電話番号<br>連絡先メールアドレス  | @   |

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の廃止をしたので、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第16条の規定により、次とおり届け出ます。

|           |       |       |
|-----------|-------|-------|
| 施設        | 名 称   | フリガナ  |
|           | 所 在 地 | 千葉市 区 |
| 特定認定の年月日  | 年 月 日 |       |
| 認 定 番 号   | 第 号   |       |
| 廃 止 の 理 由 |       |       |
| 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 |       |

添付書類

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書(原本)

注 太線の枠内のみを記載すること。

|       |
|-------|
| 受 付 印 |
|-------|